

## 提出書類

あんなか住まいりー奨励金の交付を受けるには、次の手順をお願いします。

**1** 次の書類を〔本〕地域創造課まで提出してください。

□ 安中市住まいりー奨励金交付申請書・誓約書及び同意書(様式第1号)

□ 工事請負契約書や売買契約書など、住宅取得費用が分かるものの写し

□ 住宅の不動産登記事項証明書の写し

※各種加算を受ける場合には、ほかに書類の提出が必要になる場合がありますので、〔本〕地域創造課までお問い合わせください

**2** 書類を確認し、審査のうえ、交付・不交付の決定を行います。

**3** 交付決定後、次の書類を〔本〕地域創造課まで提出してください。

□ 安中市住まいりー奨励金交付請求書(様式第4号)

□ 通帳などの振込先口座名義人、口座番号を確認できるものの写し

※請求書などを提出後、約1か月程度で交付(振込)となります

## 住宅取得の補助金が受けられるかも!?

令和2年中に新築住宅を取得した人はあんなか住まいりー奨励金の対象外ですが、従来の『安中市勤労者住宅建設利子補給制度』の対象となる可能性があります。詳細は、市ホームページをご覧くださいか、〔松〕観光経済課(☎内線2627)までお問い合わせください。



## 「空き家バンク」に登録しませんか?

農地もセットで登録できます!



市では、空き家の解消と移住・定住促進を目的に、空き家の情報を提供する「空き家バンク」制度を創設し、売りたい・貸したい所有者と、買いたい・借りたい希望者のマッチングを図っています。市内の空き家を「売りたい・貸したい」と思っている方は、ぜひ空き家バンクにご登録ください。

詳細は市ホームページをご覧くださいか、〔本〕建築住宅課(☎内線1259)までお問い合わせください。

## 聞きたい! あんなか住まいりー奨励金

**Q** 住宅の取得日はどの日付を見ればよいですか?

**A** 当該住宅の所有権保存登記または所有権移転登記の受付年月日を基準とします。

**Q** 市内のアパートに住んでいましたが、対象になりますか?

**A** 賃貸物件は、住宅の取得にカウントしませんので、これまで自分名義で市内に住宅を所有したことがなく、アパートからの転居先が市内に初めて取得した住宅であれば、対象になります。

**Q** 中古住宅を取得した場合でも対象になりますか?

**A** 令和3年1月1日以降に市内に初めて取得した住宅であり、申請者がその住宅に定住するのであれば、対象となります。取得する住宅の築年数の制限は設けていません。なお、空き家バンク登録物件ではない中古物件でも、対象になります。

**Q** 他の補助金との併用はできますか?

**A** 安中市勤労者住宅建設利子補給制度との併用は不可ですが、それ以外の補助金との併用については、制限を設けていません。